

介護ウェーブ 2020 推進ニュース

★ 6月24日に提出した要望書に対して厚労省老健局より回答がありました。

要請事項：新型コロナウイルス感染症に伴う介護事業所の減収分に対し、過去の給付実績にもとづき、公費による補填を行うこと。そのために必要な財政措置を早急に講じること。

回答・介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染防止対策の徹底を前提とし、継続的に提供されることが重要である。

- ・このため、介護事業者への支援として、一時的に人員や運営の基準を満たすことのできない場合に介護報酬等を減額しない取扱いや、訪問サービス事業所について、感染防止のために短時間の実施となった場合も従来どおりの報酬算定が可能とする取扱いに加え、通所サービス事業所が、居宅を訪問してサービスを提供した場合に報酬の算定を可能とする取扱いなど、介護報酬上の特例を設けている。
- ・また、令和2年度第1次補正予算においては、感染者が発生した事業所等への各種手当や消毒の費用などのかかりまし費用の助成を実施し、第2次補正予算においては、全ての介護事業所に対し、感染症対策の実施のために必要なかかり増し費用の助成や、利用者と接する職員に対する慰労金の支給のほか、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援等を盛り込んでいる。
- ・加えて、無利子・無担保を内容とする経営資金融資による支援を行うとともに、介護事業者が労働者に支払った休業手当等に係る費用を助成する雇用調整助成金による支援も行っている。

要請事項：当面の措置として、「新型コロナウイルス感染症に介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の運用に際し、通所系サービスにおける上位区分の基本サービス費（もしくは延長加算）の算定、短期入所サービスにおける緊急時受入加算の算定による介護報酬の積み増し部分について、利用者負担、区分支給限度額の対象から外すこと。

回答・（特例の内容について）今般の措置は、通所サービス事業所等において取り組んでいる感染症対策に要する時間を、介護報酬上、評価する特例であり、具体的には、通所系サービス事業所の介護報酬算定において、月あたり、一定の回数について、提供したサービス時間の区分に対応する報酬区分の、2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。短期入所系サービス事業所の介護報酬算定において、月あたり、一定の回数について、緊急短期入所受入加算の算定を可能とするものである。

- ・（利用者負担について）今般の特例により評価することとしている感染症対策の徹底は、利用者の安全や健康を守るためであり、利用者が恩恵を受けるものである。このため、通常の介護報酬と同様に、利用者の自己負担をお願いすることとしている。今般の特例措置のこうした趣旨について、利用者やケアマネジャーの方々にご理解いただくことが重要であると考えており、必要な周知に努めてまいりたい。
- ・（区分支給限度額について）区分支給限度基準額については、介護サービスは同じ要介護度であっても利用者のニーズが多様であること等から、要介護度別に額を設定し、その範囲内でサービスの選択を可能とするものである。今般の介護報酬の特例措置のみを区分支給限度基準額の対象外とすることは、介護保険制度が国民の共同連帯の理念に基づく制度であることを踏まえると、困難であると考えている。

★ 介護給付費分科会報告（2020年6月25日）

6月25日、第178回介護給付費分科会（オンライン会議）が開催され、2021年度介護報酬改定に向けた2回目の審議が行われました。今回は2021年度介護報酬改定の4点のテーマのうち、

「自立支援・重度化防止の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」について意見交換が行われました。「自立支援・重度化防止の推進」では介護サービスの質の評価、介護関連データの活用、プロセスの評価、アウトカムの評価、リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養について論点が示されました。

「介護人材の確保・介護現場の革新」では介護報酬や人員、運営基準等、介護ロボットの活用、ICTを活用した業務改善、文書量の削減について論点が示されました。「制度の安定性・持続可能性の確保」では感染症や災害が発生することを踏まえた、介護報酬や人員、運営基準について論点が示されました。



参加委員発言（一部抜粋）

○ 河本 滋史氏（健康保険組合連合会常務理事）

利用者の状態改善につながるアウトカム評価を行えている事業所が高い評価を受けられるようインセンティブを行える報酬改定にする必要がある。その財源は自立支援・重度化防止につながるサービスを行っていない事業所を減算して賄う。

○ 石田 路子氏（NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事（名古屋学芸大学看護学部教授））

自立支援の最終目標は利用者が機能改善しどのように社会参加を行えるかである。その社会参加とは具体的に何を示すのか提示し、それを基に効果的な自立支援の在り方を評価する必要がある。

○ 小玉 剛氏（公益社団法人日本歯科医師会常務理事）

フレイル対策は複合的に行うことが求められる。特に介護施設における歯科専門医の関与は重要で、環境が整いつつある。科学的介護データベース（CHASE）の項目に口腔環境の評価を追加することと、歯科連携のさらなる評価が必要だ。

○ 鎌田 松代氏（公益社団法人認知症の人と家族の会理事）

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」（第4報・第10報）の訪問介護サービスについて、訪問介護員の資格のないものであっても従事することができるとされている。利用者は在宅にて資格のないものが一人で判断することに不安を感じている。ホームヘルパーの確保は重要で、若い方が集まる給与体系が求められる。

※ 第178回介護給付費分科会資料 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12045.html)

★ 「緊急アンケート」に寄せられた国への要望を紹介します

・介護報酬が段階的に減らされ、介護事業所の経営が成り立たないなかで新型コロナウイルスが発生したため、介護事業所に余力はありません。介護事業所や利用者負担や補填を求めるのではなく、国の政策の一環として財政支出を早急に行ってください。（福岡）

・高齢者の生活に必要な事業として、介護職員の不安を軽減するためにもPCR検査の定期的な実施をお願いします。（北海道）

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨/山川